〇大野市自然体験活動施設設置条例
別表（第９条関係）
自然体験活動施設使用料
【改正前】

（単位：円）

区分	昼間		夜間	全日	備考
	8時30分～12時30分	12時30分～17時30分	17時30分～21時30分	8時30分～21時30分	
楽習室	200	300	400	800	
体育館全面	800	1,200	1,600	3,000	
体育館半面	400	600	800	1,500	
運動場全面	800	1,200	400	2,000	
運動場半面	400	600	200	1,000	

備考
1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
2 利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収するときは、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。
(1) 入場料が500円以下のとき　2割
(2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき　4割
(3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき　6割
(4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき　8割
(5) 入場料が3,000円を超えるとき　10割
3 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。

令和７年７月から自然体験活動施設使用料が変わります

【改正後】

（単位：円）

区分		使用料（１時間あたり）
		使用可能時間８：３０～２１：３０
楽習室		100
体育館	半面	100
	全面	200
運動場	半面	100
	全面	200

備考
1 使用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算する。
2 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収するときは、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる２種以上の入場料徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。
(1) 入場料が500円以下のとき　2割
(2) 入場料が500円を超え1,000円以下のとき　4割
(3) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のとき　6割
(4) 入場料が2,000円を超え3,000円以下のとき　8割
(5) 入場料が3,000円を超えるとき　10割
3 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に１割を乗じて得た額を加算する。